

埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県福祉部社会福祉課

令和7年7月3日から募集を開始した埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所の指定管理者については、埼玉県議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所指定管理者について

指定管理者：埼玉県比企郡嵐山町古里1848番地

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

理事長 播磨 高志

2 指定の期間について

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 応募の状況について

（1）現地説明会への参加団体数

参加希望団体がなかったため未実施

（2）応募申請団体数

・令和7年8月29日締め切り 1団体

・申請団体の内訳
社会福祉法人 1団体

4 指定管理者候補者の選定について

（1）選定基準

1 審査基準

- ① 県民（障害者）の平等なそうか光生園障害者歯科診療所の利用を確保することができる
- ② 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にそうか光生園障害者歯科診療所の運営を行うことができる
- ③ そうか光生園障害者歯科診療所の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができる
- ④ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有している
- ⑤ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができる

2 審査項目

- ① 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
- ② 県民（障害者）の平等利用確保への配慮がなされているか。
- ③ 職員の配置及び勤務体制は適切か。
- ④ 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。
- ⑤ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。

- ⑥ 法人等の経営基盤が安定しているか。
- ⑦ 個人に関する情報の適正な取扱いが確保されているか。
- ⑧ 指定管理業務に係る県の指定管理料（提案額）は適切な額か。
- ⑨ 危機管理に対する方針及び具体的な方策は適切か。
- ⑩ 県内中小企業者、環境、障害者雇用等に配慮した運営方法となっているか。
- ⑪ 本店又は主たる事務所の所在地は県内か。

（２）選定委員会の委員

氏名	職業等
保科 寧子	埼玉県立大学社会福祉子ども学科准教授
高畑 明久	公認会計士
瀧澤 幸子	埼玉県福祉部こども政策課長
丸山 広子	公益社団法人埼玉県社会福祉士会
平井 丈司	一般社団法人埼玉県歯科医師会

（３）１次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

○ 審査結果

応募者 1 団体を 2 次審査対象団体としました。

社会福祉法人 1 団体

（４）２次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

○ 審査結果

審 査 項 目		配 点	採点平均
1	県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。	10 点	9.6 点
2	県民（障害者）の平等利用確保への配慮がなされているか。	5 点	4.6 点
3	職員の配置及び勤務体制は適切か。	25 点	22.2 点
4	利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。	10 点	8.2 点
5	効果的かつ効率的な管理を実施できるか。	15 点	12.8 点
6	法人等の経営基盤が安定しているか。	10 点	9.0 点
7	個人に関する情報の適正な取扱いが確保されているか。	5 点	4.2 点
8	指定管理業務に係る県の指定管理料（提案額）は適切な額か。	10 点	9.2 点

9	危機管理に対する方針及び具体的な方策は適切か。	5 点	4.0 点
10	県内中小企業者、環境、障害者雇用等に配慮した運営方法となっているか。	3 点	2.8 点
11	本店又は主たる事務所の所在地は県内か。	2 点	2.0 点
合 計 点		100 点	88.6 点

○ 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団の選定理由

・ 指定管理者として当該施設を 20 年間、障害児（者）の診療、施設の管理、財務的な管理・運営において全て安定的に運営してきた実績があり、今後とも、当該施設を安定して着実に運営することが見込まれる。 ・ 待機期間短縮を図るため、医療ソーシャルワーカーを活用し、候補者が運営する各歯科診療所の診療調整を実施するとともに、患者が速やかに診療を受けられるよう体制を強化することが提案されており、当該施設の運営を通じて、障害児（者）支援の充実が見込まれる。

○（参考）選定委員の主な質疑

質 疑	回 答
診療調整の対象について	地域によって濃淡はあるが、一次診療を担っている地域の歯科医師と連携することもある。三次医療との連携であれば、そうか光生園では日大松戸病院と連携している。 法人としては全体を均して、一次と二次、二次と三次が連携できるよう取り組んでいる。
待機期間の短縮のために配置する医療ソーシャルワーカーについて	まずは医療ソーシャルワーカーが事業団が運営する 4 歯科診療所間の調整を行う。4 診療所はかかりつけ医か市町村からの紹介で患者を受け付けているが、将来的には一次診療との調整を行い必要に応じて地域に返すところまで行っていきたい。 予約がいっぱいですぐに対応できない患者がいれば、設備の充実した皆光園に集約したいと考えている。

5 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団の提案の概要

（１）施設運営の基本方針

- ア 障害の状況に応じた診療
- イ 障害者歯科診療体制の充実
- ウ 施設の適正な維持管理
- エ 安全・安心な治療体制の維持

(2) 地域の歯科診療所では治療困難な患者への対応

経験豊富な歯科医師により、心理トレーニングを用いた治療、笑気吸入鎮静法、静脈内鎮静法、全身麻酔法など、多様な手法を用いて利用者一人ひとりに適した安全・安心な治療を実施する。

(3) 埼玉県障害者歯科診療における拠点施設としての役割

- ア 行政機関及び歯科医師会との連携
- イ 病診連携（大学との連携）
- ウ 摂食機能療法への取組み

(4) 安心、安全な治療環境の保証

様々な障害を抱えながら受診する利用者に対し、安全・安心な治療環境を保証するため、日常的な清掃を徹底するほか、施設・設備の適切な維持管理に努める。

(5) 利用者等のニーズの把握及び対応

利用者満足度調査を実施するとともに、意見箱を設置してサービスの改善に反映させている。

(6) その他そうか光生園障害者歯科診療所の設置目的を達成するための方策

障害者福祉の視点により、全ての利用者が安全、安心な診療を受けられるよう、以下の方針に基づき障害者歯科診療事業に取り組む。

・待機期間短縮への対応

全身麻酔や鎮静法を要する診療の待機期間を短縮するため、嵐山郷に医療ソーシャルワーカーを新設し、事業団が運営している4歯科診療所の診療調整を実施する。

(7) 危機管理に対する方針

- ア 「埼玉県社会福祉事業団危機管理要綱」に則した危機の回避及び危機発生時における迅速な初動対応・二次災害の防止
- イ 「そうか光生園介護事故等安全管理要綱」に則した利用者の安心・安全を確保するための効果的な危機管理体制の整備